

65 歳以上の方が対象の 補聴器購入費助成が変わります

令和 7 年 9 月からの変更点

要件を緩和して対象者を拡大するとともに、助成額を引き上げます

○住民税非課税⇒住民税の区民税所得割額が年 46 万円未満の方に対象を拡大

○35,000 円⇒40,000 円に助成上限額を引き上げ

※住民税非課税の方は 9 月請求分(裏面7参照)から引き上げ。8 月の申請も対象

※住民税課税(区民税所得割額が年 46 万円未満)の方は 20,000 円

○本制度による助成金の交付から 5 年経過した場合、再度の申請が可能

注: 住民税課税の方の申請、5 年経過後の再度の申請は 9 月から開始

1 対象者 ※以下のすべてを満たす方

(1) 満 65 歳以上で江戸川区民の方

(2) 住民税が非課税の方、または住民税の区民税所得割額が年 46 万円未満の方

※本人のみの状況。申請受付日(4/1~6/30 は前年度の課税状況)で判断

(3) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方

(4) 耳鼻咽喉科の医師から、本制度の所定の基準(※)を満たしており、補聴器が必要と認められた方

※所定の基準は、区HPでご確認ください。

(5) 過去 5 年以内にこの制度による助成を受けていない方

2 助成内容

補聴器本体の購入費の一部を助成します。検査、集音器や付属品の購入、メンテナンス等にかかる費用は対象とはなりません。

※事前申請が必要です。区の助成決定前に購入した補聴器は助成対象外です。

3 助成上限額

住民税非課税の方 40,000 円

住民税課税(※)の方 20,000 円

※区民税所得割額が年 46 万円未満

4 申請書類

(1) 補聴器購入費助成申請書(医師の証明欄あり)

(2) オーディオグラム(純音聴力検査表、証明日から 3 か月以内のもの)

※以下は、基準日の課税状況が江戸川区で確認できない方のみ

(3) 住民税(非)課税証明書など非課税または区民税所得割額がわかる書類

5 申請書配付・受付窓口 ※郵送申請も可能です。

熟年相談室・健康サポートセンター

介護保険課窓口(江戸川区役所 2 階 2 番)



詳しくは区HPを
ご覧いただくか、
お問合せください。

《問合せ先・送付先》

江戸川区 福祉部 福祉推進課 孝行係

電話: 03(5662)0314

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

(裏面へつづく)

手続きの流れ

1 申請書を受け取る

お近くの熟年相談室や健康サポートセンター、区役所介護保険課窓口（2階2番）で配付。
江戸川区ホームページ（表面の二次元コード）からも入手できます。



2 耳鼻咽喉科を受診

聴力検査を行い、医師から補聴器が必要と判断された場合、申請書に医師の証明をもらい
検査結果を受け取る。



3 申請書を提出

申請書と必要書類を申請窓口に出す。郵送申請の場合は福祉推進課孝行係に送付。



4 決定通知の受け取り

助成対象の決定通知と請求書を区役所からお送りします。



5 補聴器の選定

補聴器は購入しただけでは効果的に使用することはできません。一人ひとりの聞こえ方に
応じて補聴器の調整を受けることが大切です。購入後も不具合の調整や使用トレーニング、
ケアをすることが必要です。

長いおつきあいになることをふまえて、専門知識・技能を持ち、気軽に相談することがで
きる補聴器販売店で購入することをお勧めしています。

◆認定補聴器技能者について

補聴器の使用目的、使用環境、希望価格等について
相談に応じ、補聴器の調整や効果の確認などを適切
に行うことのできる、専門的な知識及び技能を習得
した補聴器適合の専門の資格です。

公益財団法人テクノエイド協会
認定補聴器技能者検索システム



6 補聴器を購入

補聴器（管理医療機器に認定されているもの）を購入し、領収書を受け取る。
※領収書の宛名は申請者本人に限ります。



7 請求書を提出

補聴器の領収書及び保証書の写しを添付して請求する。
1 か月程度で振り込まれます。
※請求期限は助成対象決定日から6か月以内です。